（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官）

第三十五条　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　地域気象防災推進官は、大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（広域避難支援気象防災推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　広域避難支援気象防災推進官は、大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う広域避難（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十一条の四第三項に規定する広域避難をいう。）に係る防災活動に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

8・9　（略）

（気象研究所に置く部等）

第四十八条　気象研究所に、企画室及び次の九部並びに研究連携戦略官一人を置く。

総務部
全球大気海洋研究部
気象予報研究部
気象観測研究部
台風・災害気象研究部
気候・環境研究部
地震津波研究部
火山研究部
応用気象研究部

（研究連携戦略官の職務）

第六十一条　研究連携戦略官は、命を受けて、気象業務に関する技術に係る重要事項についての研究及び研究機関その他の関係機関との連携に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際渉外室、広報室、会計室及び事故防止分析室並びに企画官）	（国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画官）
第二条　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、国際渉外室、広報室、会計室及び事故防止分析室並びに企画官一人を置く。	**第二条**　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画官一人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）